

○農林水産省令第六十四号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）及び家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）の規定に基づき、並びに家畜改良増殖法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十八日

農林水産大臣 野上 浩太郎

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第一条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 種畜等（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植</p> <p>第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十五条―第二十条）</p> <p>第二節 家畜人工授精師（第二十一条―第三十一条）</p> <p>第三節 家畜人工授精所（第三十二条―第四十条）</p> <p>第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第二章の二 家畜登録事業（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第三章 雑則（第四十九条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植</p> <p>第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（輸入受精卵に係る証明書の記載事項）</p> <p>第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。</p> <p>一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第二号口において同じ。）の名称</p> <p>二（八）（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 種畜等（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植（第十五条―第三十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章の二 家畜登録事業（第三十三条の二―第三十三条の五）</p> <p>第三章 雑則（第三十四条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植</p> <p>（新設）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（輸入受精卵に係る証明書の記載事項）</p> <p>第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。</p> <p>一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜）の名称</p> <p>二（八）（略）</p>

2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巢の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巢を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)の名前
- 四(八 (略)

(家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所等」という。)において衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。
 - イ(二 (略)
- 二 次に掲げる家畜受精卵でないこと。
 - イ(八 (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号によるものとする。

2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巢の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巢を採取した雌の家畜を含む。第七号において同じ。)の名前
- 四(八 (略)

(品質の不良な家畜人工授精用精液及び家畜受精卵)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める品質の不良な家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- 一 品質の不良な家畜人工授精用精液
 - イ(二 (略)
- 二 品質の不良な家畜受精卵
 - イ(八 (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書、法第十五条の家畜人工授精簿、法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の三、様式第八号、様式第八号の二、様式第八号の三、様式第九号、様式第十号、様式第十号の二、様式第十号の三及

第二節 家畜人工授精師

第二十一条 (略)

(講習科目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。
一 学科

科目	一般科目	時間
	(略) 関係法規	(略) 五時間
科目	専門科目	時間
	(略) 家畜人工授精及び家畜人工授精液の保存	(略) 十七時間

二 実習

科目	時間
(略) 家畜人工授精及び家畜人工授精液の保存	(略) 四十五時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

び様式第六号によるものとする。

(新設)

第二十一条 (略)

(講習科目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。
一 学科

科目	一般科目	時間
	(略) 関係法規	(略) 三時間
科目	専門科目	時間
	(略) 人工授精	(略) 十七時間

二 実習

科目	時間
(略) 人工授精	(略) 四十五時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

		一 学科	
科目	一般科目	(略)	関係法規
	時間	(略)	五時間
		二 実習	
科目	専門科目	(略)	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存
	時間	(略)	十七時間
科目	(略)	(略)	体内受精卵の処理及び保存
	時間	(略)	十六時間
		3	
一 学科		<p>3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。</p>	
		科目	時間
		(略)	(略)

		一 学科	
科目	一般科目	(略)	関係法規
	時間	(略)	三時間
		二 実習	
科目	専門科目	(略)	人工授精
	時間	(略)	十七時間
科目	(略)	(略)	体内受精卵の処理
	時間	(略)	十六時間
		3	
一 学科		<p>3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。</p>	
		科目	時間
		(略)	(略)

一般科目	(略)	関係法規	(略)	五時間
専門科目	(略)	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	(略)	十七時間
	(略)	体内受精卵の処理及び保存	(略)	十六時間

二 実習

科目	(略)	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	(略)	四十五時間
	(略)	体内受精卵の処理及び保存	(略)	五十時間

4 5 6 (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十五時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間

一般科目	(略)	関係法規	(略)	三時間
専門科目	(略)	人工授精	(略)	十七時間
	(略)	体内受精卵の処理	(略)	十六時間

二 実習

科目	(略)	人工授精	(略)	四十五時間
	(略)	体内受精卵の処理	(略)	五十時間

4 5 6 (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十三時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十二時間

及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 (略)

257 (略)

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 六十八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科

及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十七時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 (略)

257 (略)

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 六十六時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科

目の甲」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百十六時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科目の乙」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

目の甲」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百十四時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科目の乙」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百二十一時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五 法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十五号による。

(免許証の書換交付及び再交付の手續)

第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十六号による申請書に免許証を添えてしなければならない。

2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十六号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。

(授精証明書等の様式)

第三十一条 法第二十二條第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号及び様式第六号によるものとする。

第三節 家畜人工授精所

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 法第十七条第二項第三号に該当しない者にあつてはその旨を記載した書面、同号に該当する者にあつてはその確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十四号による。

(免許証の書換交付及び再交付の手續)

第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十五号による申請書に免許証を添えてしなければならない。

2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十五号による申請書を提出してなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。

第三十一条 削除

(新設)

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三| 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ| 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法

第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの(日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)

ロ| 法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載した書面

ハ| 法第二十五条第二項第二号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

四| 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ| 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ| 役員の氏名及び住所を記載した書面

ハ| 役員(令第十三条に規定する使用人がある場合にあつては、当該使用人を含む。以下「役員等」という。)が法第二十五条第一項第三号又は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

ニ| 法第二十五条第二項第四号に該当する場合(役員等のうち同項第二号に規定する者がある場合に限る。)にあつては、その確定判決謄本

(許可証の交付)

第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 家畜人工授精所の管理番号
- 二 開設の許可の年月日
- 三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- 四 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 五 家畜の種類及びその業務の別

(許可証の備置き)

第三十四条 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならない。

(家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十五条 法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような困障があるもの

二 (略)

三 器具

イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ニ 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあ

(新設)

(家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十三条 法第二十五条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような困障があるもの

二 (略)

三 器具

イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

(新設)

つては、その保存に必要な器具

(開設の許可の申請者の使用人)

第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

(新設)

(変更の届出等)

第三十七条 法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事項(軽微な変更を除く。)とする。

(新設)

一 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所

二 家畜人工授精所の名称及び所在地

三 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号

四 家畜の種類及びその業務の別

五 家畜人工授精所の構造、設備及び器具

六 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

2 | 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3 | 法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書とその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

(許可証の書換交付)

第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更

(新設)

を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。

(許可証の再交付)

第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたときは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、許可証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に許可証を添えて提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

- 一 次に掲げる場合 当該家畜人工授精所の開設者
- イ 法第二十六条第一項又は第二項の規定により開設の許可を取り消された場合
- ロ 前条の規定による申請に係る許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見した場合
- 二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者
- 三 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 五 法人が前二号に掲げる理由以外の理由により解散した場合 その清算人

(新設)

(新設)

2 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第二項の規定により家畜人工授精所の使用の停止を命じられたとき又は法第二十五条の二第二項の規定により家畜人工授精所を休止したときは、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を提出しなければならない。

3 前項の規定により許可証の提出を受けた都道府県知事は、当該許可証に係る家畜人工授精所の使用の停止の期間が満了したとき又は家畜人工授精所が再開しようとするときには、直ちに当該許可証を返還しなければならない。

第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例

(指定の公示)

第四十一条 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、次に掲げる事項につきするものとする。

- 一 指定年月日
 - 二 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種類
 - 三 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品種
- 2 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

(容器への表示事項)

第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名称
 - ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
- 二 家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号

(新設)

(新設)

(新設)

<p>ロ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前（牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。））</p>	<p>ハ 当該家畜体内受精卵の採取年月日</p>	<p>三 家畜体外受精卵にあつては、次に掲げる事項</p>	<p>イ 当該家畜体外受精卵が生産された家畜人工授精所等の管理番号</p> <p>ロ 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前（牛の場合にあつては、当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号）</p> <p>ハ 当該家畜体外受精卵の検査年月日</p>	<p>2 前項第一号イに規定する事項については、法第四条第一項の規定による種畜証明書が交付されていない雄の牛の名前である場合その他の雄の牛の名前を表示することが適当でないと認められる場合には、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の牛の個体識別番号をもつてその事項に代えることができる。</p>	<p>3 第一項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める事項をもつてその事項に代えることができる。</p> <p>一 第一項第二号ロ及びハ 家畜体内受精卵証明書番号</p> <p>二 第一項第三号ロ及びハ 家畜体外受精卵証明書番号</p>	<p>（容器への表示方法）</p>
---	--------------------------	-------------------------------	--	---	---	-------------------

第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行うに当たつては

次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法
- 二 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示する方法

(譲渡等記録簿の様式)

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

第二章の二 家畜登録事業

(登録規程の承認の申請)

第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の変更の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の基準)

第四十七条 法第三十二条の九第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一(三) (略)

2 法第三十二条の九第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする

(新設)

(新設)

第二章の二 家畜登録事業

(登録規程の承認の申請)

第三十三条の二 法第三十二条の二第一項の規定により登録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第十七号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の変更の承認の申請)

第三十三条の三 法第三十二条の二第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の基準)

第三十三条の四 法第三十二条の二第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一(三) (略)

2 法第三十二条の二第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする

る。

一・二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)

第四十九条 法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

一 特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十八号

二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十九号

(身分を示す証明書の様式)

第五十条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十号による。

(センターの立入検査等)

第五十一条 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十一号による。

る。

一・二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第三十三条の五 法第三十二条の二第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第十九号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(新設)

(身分を示す証明書の様式)

第三十四条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十号による。

(センターの立入検査等)

第三十五条 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十一号による。

第五十二条 (略)
(権限の委任)

第三十六条 (略)
(権限の委任)

様式第一号を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

(表)

種 畜 証 明 書			
名 前	(家畜登録機関名及び登録番号)		
種 類		品 種	
毛 色		特 徴	
生年月日			
産 地			
血 統	父	(登録番号)	祖 父
			祖 母
	母	(登録番号)	祖 父
			祖 母
等 級		有 効 区 域	
上記の家畜は、家畜改良増殖法第4条の規定による検査に合格した種畜であることを証明する。 農林水産省(都道府県)			

(日本産業規格 A 4)

(裏)

種畜証明書 番号	検査年月日	有効期間	検査担当者氏名
変更年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所		発行者証印

その他特記すべき事項	記載年月日	検査担当者氏名

(日本産業規格 A 4)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第四号その二を次のように改める。

種付けした雌	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
	摘 要				
種 付 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
種付証明書	発 行 年 月 日				
	番 号				
子畜	性				
	生 年 月 日				
	摘 要				

備考

- 1 この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 3 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第四号その三中「住所及び」を削り、「名称」の次に「及び住所」を加える。
様式第五号を次のように改める。

第 号

種 付 証 明 書

区 分	種付けされた雌畜	種 畜			
名 前			種畜証明書 番号		
家畜登録機関名 及び登録番号					
種類及び品種					
毛 色		種 付 年 月 日			
特 徴		年 月 日	印	年 月 日	印
生 年 月 日		年 月 日	印	年 月 日	印
雌畜の飼養者の 氏名又は名称及 び住所					

上記のとおり種付けしたことを証明する。

年 月 日

種畜飼養者 住 所
氏名又は名称

印

(日本産業規格 A 5)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第七号その一を次のように改める。

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号		種畜の等級	
名 前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種 類 及 び 品 種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名			印

（日本産業規格A7）

備考

- 1 この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
- 2 精液を凍結処理した場合は、用紙の右側に「凍結」と記載すること。
- 3 精液を混合処理した場合は、用紙の右側に「混合」と記載すること。その場合、精液を採取した種畜の名前の欄については、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数がわかるよう記載すること。
- 4 この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた種畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 5 この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 6 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていても、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- 7 （番号又は記号）の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 8 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- 9 この証明書に記載された家畜人工授精用精液と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 号 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

備考

譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。

様式第二十一号を次のように改める。

<p>(表)</p> <p>立入検査をする職員は、前条第二項の規定により、 立入検査をする職員の身分証明書</p>	<p>(セクターによる立入検査等)</p> <p>第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、セクターに在る家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精若しくは家畜受胎精移植を行う場所に入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精機、譲渡等記録簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分産に限り種畜の精液若しくは家畜受胎精を収去させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定によりセクターに立入検査等を行わせる場合には、セクターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを要請すべきことを指示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一九 (略)</p> <p>十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>
--	---

(裏)

<p>第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精別移植を行う場所に入らせ、関係者に質問させ、家畜施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）の作成又は保存がされていゝる場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。</p> <p>2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は取去（以下「立入検査等」といふ。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(立入検査等)</p> <p style="text-align: center;">家畜改良増殖法（抄）</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日 交付</p> <p>独立行政法人家畜改良センター 名 センターの 理事長印 氏 名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">写真</p>
--	---

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横130ミリメートルとし、中央に
 裁線の所から二つ折りとすること。

様式第二十号を次のように改める。

(表)

<p> 家畜人工致精確、種畜登記簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供せられたるものをいふ。）の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同一作成又は保存がなすは家畜改良法第三十五條第一項の規定による立入り、質問、検査又は収集（以下「立入検査等」といふ。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の数があるときは、これを提示しなければならない。） 第三十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 九（略） 十 第三十五條第一項又は第三十五條の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 </p>	<p> 家畜改良法第三十五條第一項の規定により立入検査等をする職員の身分証明書 </p>
--	--

(裏)

<p>第三十三条 各省の改良期に関する事務を処理させるため、農林本省に審査検査委員を置く。</p> <p>第三十二条 各省の改良期に関する事務を処理させるため、農林本省に審査検査委員を置く。</p> <p>第三十一条 農林大臣又は農林省長は、各省の改良期を促進するために必要と認めるときは、審査検査委員又は地方審査検査委員に各省、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設、構造物、器具その他の物件若しくは種付台帳、</p> <p>第三十條 農林大臣又は農林省長は、各省の改良期を促進するために必要と認めるときは、審査検査委員又は地方審査検査委員に各省、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設、構造物、器具その他の物件若しくは種付台帳、</p>	<p>第 号 年 月 日交付</p> <p>官 職</p> <p>農林水産大臣 府県知事印</p> <p>生 氏 年 月 日 名</p> <p>写 真</p>
--	---

用紙の大きさは、横 90 セリメートル、縦 120 セリメートルとし、中央に
 点線の所から二つ折りとすること。

様式第十九号を様式第二十七号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 家畜人工授精所の業務の別：
- 4 報告対象物：
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量：
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は 亡失した数量													
月末時点の 保存数量													
備考													

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の種のみから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
 - 3 生産数量及び利用数量には、家畜に取られ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 - 4 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
 - 5 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
 - 6 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を見えしめたときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 十2）。
 - 7

様式第二十八号

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格 A 4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づき報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 あんま
- 3 3の畜体の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌のたいていから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
 - 4 及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は年に限って記載すること。

様式第十八号中「家畜改良増殖法第32条の2第3項」を「家畜改良増殖法第32条の9第3項」に改め、同様式を様式第二十六号とする。

様式第十七号中「家畜改良増殖法第32条の2第1項」を「家畜改良増殖法第32条の9第1項」に改め、同様式を様式第二十五号とする。

様式第十六号を次のように改める。

家畜人工授精所開設許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

☐

家畜改良増殖法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第32条各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 2 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- 3 家畜の種類及びその業務の別
- 4 家畜改良増殖法第27条の種類、品種及び名前並びに他人がこれを飼養する場合にあってはその飼養者の住所及び氏名又は名称並びにその精液提供に関する契約等の概要
- 5 家畜人工授精所の構造、設備及び器具の概要
- 6 その他（①と②それぞれについて丸で囲むこと。）
 - ① 家畜人工授精所開設許可証への旧姓併記の希望の有無 有・無
 - ② 申請に係る家畜人工授精所の施設又は申請者に関する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する届出の要否 要・不要

（日本産業規格A4）

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のふたから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 6②の届出を要する場合にあっては、当該届出をしたときは、速やかに、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。なお、「要」には既に届出した場合も含めるものとし、この場合においても、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。

様式第二十号の次に次の五様式を加える。

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

家畜改良増殖法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号			
家畜の種類及びその業務の別			
家畜人工授精所の構造、設備及び器具			
家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び名称			

(日本畜業規格A4)

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

家畜人工授精所 廃止 届出書
 休止 再開

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

家畜改良増殖法第25条の2第2項の規定に基づき、家畜人工授精所の 廃止 休止 の届出をします。
 再開

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 5 廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法

(日本産業規格A4)

備考

氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

家畜人工授精所開設許可証書換交付（再交付）申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

家畜改良増殖法施行規則第 38 条（第 39 条）の規定により家畜人工授精所開設許可証の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 書換交付の場合にあつては、許可証の記載事項の変更の箇所
- 4 申請の事由

（日本産業規格 A 4）

備考

氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二十四号

その一(家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿)

家畜人工授精所の管理番号：
家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受等した年月日	譲渡者の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設可否の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年月日							
年月日							
年月日							
年月日							
年月日							

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設可否の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、二を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方について記載すること。(例：自家利用の畜産農家、学術目的など)
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要ときに速やかに照合できるように記録すること。

家畜人工授精所の管理番号：
家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受け、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の翌日の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、百暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、2を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方を記載すること。(例：自家利用の家畜農家、学術目的など)
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要ときに速やかに照合できるように記載すること。
- 6 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第42条第1項第2号ロ及びハが表示されている場合は、これらと同様に記載すること(名前を記載する場合はカタカナで記載する。)

様式第十五号を様式第十六号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第 号
授 精 証 明 書

種畜	家畜人工授精用 精液証明書番号		名 前	
精液を注入した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名 及び登録番号			
	種類及び品種			
	毛色及び特徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名称 及び住所			
精液注入年月日				

上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号） (県) 第 号

住 所

氏 名

印

(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書(乙)をここにはり
付けること。)

備考

- 1 授精証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 3 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

第 号

体内受精卵移植証明書

体内受精卵を採取した雌畜	家畜体内受精卵証明書番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号		名前	
体内受精卵を移植した雌畜	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	毛色及び特徴			
	生年月日			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体内受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体内受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号） (県) 第 号

住 所

氏 名

印

(家畜体内受精卵証明書又は体内受精卵採取に関する証明書をここにはり付けること。)

備考

- 1 体内受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第 号

体外受精卵移植証明書

卵巣を採取した雌畜(そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)	家畜体外受精卵証明書番号又は体外受精卵生産に関する証明書番号		名前	
体外受精卵を移植した雌畜	名	前		
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品	種		
	毛 色 及 び 特 徴			
	生	年	月	日
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体外受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師 (家畜人工授精師)

登録番号 (免許番号) (県) 第 号

住 所

氏 名

印

(家畜体外受精卵証明書又は体外受精卵生産に関する証明書をここにはり付けること。)

備考

- 1 体外受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十三号を次のように改める。

家畜人工授精師免許申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 印

家畜改良増殖法第16条第1項の規定により家畜人工授精師の免許を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第26条第1項各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

1 本籍地都道府県名（国名）

2 住 所

ふりがな

3 氏 名

（旧姓）

免許証への旧姓併記の希望の有無 有・無
（いずれかを丸で囲むこと。）

4 生年月日

5 家畜の種類及びその業務の別

（日本産業規格 A 4）

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 5の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精の業務
 - 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
 - 3 家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

様式第十号から様式第十二号までを削る。

様式第九号その一を様式第十三号その一とし、様式第九号その二中「㊦」を削り、「㊧」の次に「㊨」を加え、同様式を様式第十三号その二とする。

様式第九号その三を次のように改める。

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

備考

- めん羊、山羊及び豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第九号その四を様式第十三号その四とし、様式第九号その五を次のように改める。

様式第九号その六を次のように改める。

卵巣を採取した雌畜 (そのとたいたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)		名 前	家畜登録機関名 及び登録番号	品 種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は 名称及び住所										
交配した種畜				診断及び体外受精卵				体外受精卵の 譲渡(※1)	備 考								
名 前	種 別	品 種	品 種	家畜登録機関名 及び登録番号	品 種	品 種	品 種										
種畜証明番号	等級	家畜登録機関名及び登録番号	品 種	家畜人工授精用精液証明番号	診断の年月日	診断した獣医師の登録番号及び氏名	卵巣採取年月日	未受精卵採取個数	体外受精年月日	体外受精年月日及び時刻	正常受精卵個数	正常受精卵の形態	家畜体外受精卵証明番号(※2)	凍結の有無	年月日	譲渡先の氏名又は名称及び住所	

様式第三号
その六(家畜体外受精卵の生産に関する事項)

備考

- 1 獣医師又は家畜人工授精師が雌畜(そのとたいたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)ことに作成して体外受精卵の生産に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 牛であつて、その個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に供する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)が分かる場合は、(個体識別番号)の欄に個体識別番号を記載すること。
- 3 体外受精卵を生産し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときは、摘要欄にその体外受精卵の生産に関する証明番号を記載し、又は記録すること。
- 4 正常受精卵の形態の欄には、卵の分岐状態等の違いが明らかになるようスケッチをし、顕微鏡写真(電磁的記録により作成されたものを含む。)を添付し、又はその卵の胚の品質コード及び發育ステージを記載すること。
- 5 (※1) 印の欄には、体外受精卵を生産した獣医師又は家畜人工授精師が体外受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。
- 6 (※2) 同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体外受精卵証明番号を使用しないこと。

様式第九号その七を次のように改める。

移植した雌畜	番 号					
	名 前					
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品 種					
	毛 色 及 び 特 徴					
	生 年 月 日					
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	名 前	種 畜				
		雌 畜				
	体 内	家畜体内受精卵証明書番号 又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
体 外	家畜体外受精卵証明書番号 又は体外受精卵生産に関する証明書番号					
移植証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	番 号					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
摘 要						

備考

- 1 子畜の欄には、子畜がいずれの受精卵によるものであるかが明らかになるように記載し、又は記録すること。
- 2 双子以上の分娩にあっては、その旨を摘要欄に記載し、又は記録すること。
- 3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第九号その八を様式第十三号その八とし、様式第九号その九を様式第十三号その九とし、様式第八号の三を次のように改める。

第 号

体外受精卵生産に関する証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
卵巣を採取した雌畜(そのと たいから卵巣を採取した雌畜 を含む)	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵検査年月日				
家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり体外受精卵を生産したことを証明する。

年 月 日

獣医師(家畜人工授精師)

登録番号(免許番号)

(県)第 号

住所

氏名

印

(日本産業規格A5)

備考

- 1 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 2 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第八号の二を次のように改める。

第 号

体内受精卵採取に関する証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
体内受精卵を採取した雌畜	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体内受精卵採取年月日				
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり雌畜から体内受精卵を採取したことを証明する。

年 月 日

獣医師 登録番号 第 号
住所
氏名

印

(日本産業規格 A 5)

備考

- 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第八号を次のように改める。

第 号

精液採取に関する証明書（乙）

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種類及び品種			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
精液採取年月日				

上記のとおり種畜から精液を採取したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住所

氏名

印

（備考）

この証明書は、精液を採取し、封を施すことなくその場で雌畜に注入し、又は体外授精を行った場合に、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が当該雌畜の飼養者又はこの精液を用いて体外授精を行った獣医師若しくは家畜人工授精師に対して交付するものである。

（日本産業規格A5）

備考

この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第七号の三その一を次のように改める。

第 号 (番号又は記号)	家畜体外受精卵証明書		
交配した種畜	種畜証明書番号		等級
	名 前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	品 種		
卵巣を採取した雌畜 (そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)	名 前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	品 種		
	(個体識別番号)		
家畜人工授精用精液証明書番号			
体 外 授 精 年 月 日			
体 外 受 精 卵 検 査 年 月 日			
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）、住所及び氏名			

（日本産業規格A6）

備考

- 1 この証明書は、家畜体外受精卵の容器に添付すること。
- 2 体外受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- 3 この証明書が添付されている容器の体外受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体外受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体外受精卵移植証明書に貼り付けること。体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記載されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 後代検定期間中等の種畜の精液による体外受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- 5 (番号又は記号)の欄には、家畜体外受精卵を収める容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 6 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成18年法律第72号)の個体識別番号をいう。)に記載すること。
- 7 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- 8 この証明書に記載された家畜体外受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号の三その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 号 印
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第七号の二その一を次のように改める。

第 号
(番号又は記号)

家畜体内受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
た雌畜体内受精卵を採取し	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	(個体識別番号)			
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				
種付け又は精液注入年月日				
体内受精卵採取年月日				
雌畜の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師の登録番号、住所及び氏名		印		

(日本産業規格A6)

備考

- 1 この証明書は、家畜体内受精卵の容器に添付すること。
- 2 体内受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右側に「凍結」と記載すること。
- 3 この証明書が添付されている容器の体内受精卵の移譲を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移譲証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体内受精卵移譲証明書にはり付けること。体内受精卵移譲証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
- 4 後代検定期間中等の種畜の精液による体内受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- 5 (番号又は記号)の欄には、家畜体内受精卵を取めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 6 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 7 この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- 8 この証明書に記載された家畜体内受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号の二その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 号 附
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令の一部改正
）

第二条 牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成
七年農林水産省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が
あるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	<p>(関係機関への証明書写しの送付)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合 には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法(昭和 二十五年法律第二百九号)第三十二条の九第三項の家畜登録機 関(当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機 関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会)に当該証明書の写し を送付するものとする。</p>
改正前	<p>(関係機関への証明書写しの送付)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合 には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法(昭和 二十五年法律第二百九号)第三十二条の二第三項の家畜登録機 関(当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機 関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会)に当該証明書の写し を送付するものとする。</p>

(家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部改正)

第三条 家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令（平成十三年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

家畜改良増殖法第三十二条の九第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。

名称	(略)
住所	(略)

改正前

家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。

名称	(略)
住所	(略)

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）	第九条第二項及び第三項、第十五条第二項並びに第三十二条の五第二項
(略)	(略)

別表第二（第五条関係）

(略)	(略)
家畜改良増殖法	第九条第二項、第十五条第一項及び第三十二条の五第一項
(略)	(略)

改正前

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）	第九条第二項及び第三項並びに第十五条第二項
(略)	(略)

別表第二（第五条関係）

(略)	(略)
家畜改良増殖法	第九条第二項及び第十五条第一項
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和四年一月一日以降の期間に係る報告について適用することとし、令和二年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」とし、令和三年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。